

■自己資本

（注）平成19年金融庁告示第15号（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項）に基づいて記載しております。各項目に、その条文番号を示しております。

●連結の範囲に関する事項（第4条第2項第1号）

- イ.自己資本比率告示第3条または第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。
- ロ.連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容
連結グループに属する連結子会社は5社です。

名称	主要な業務の内容
りゅうぎんビジネスサービス株式会社	現金精査整理
りゅうぎんオフィスサービス株式会社	事務代行
株式会社りゅうぎん総合研究所	産業、経済、金融に関する調査研究
株式会社りゅうぎんディーシー	クレジットカード、金銭貸付
りゅうぎん保証株式会社	信用保証

- ハ.自己資本比率告示第9条または第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに主要な金融業務を営む関連法人等の名称および主要な業務の内容
該当ありません。

- ニ.自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでまたは第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数ならびに主要な会社の名称および主要な業務の内容
該当ありません。

- ホ.銀行法（昭和56年法律第59号。以下「法」という。）第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものまたは同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数ならびに主要な会社の名称および主要な業務の内容
該当ありません。

ヘ.連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金および自己資本の移動については、特段の制限等を設けておりませんが、グループ内の会社において法令等に基づく適切な自己資本が確保されるよう留意することはもちろん、業務の健全かつ適切な運営を損なうものとならぬよう、また支払能力、流動性、収益性に悪影響をおよぼさないよう、適切性について十分考慮した上で行っております。

●自己資本調達手段の概要（第2条第2項第1号、第4条第2項第2号）

連結、単体ともに以下の通りです。

自己資本調達手段（平成25年3月31日）

自己資本調達手段	概要
普通株式（38百万株）	完全議決権株式
期限付劣後特約付社債（8,000百万円）	期間10年（期日一括返済）。但し、5年目以降に、金融庁の承認を条件に期限前償還が可能。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第2条第2項第2号、第4条第2項第3号）

当行では自己資本の充実度に関する評価基準として、次の基準を採用しております。

- ・自己資本比率
- ・Tier I 比率
- ・自己資本に対する総延税金資産の割合
- ・オペレーションアルリスクに対する所要自己資本の額
- ・早期警戒制度の枠組みにおける「銀行勘定の金利リスク」量および「信用集中リスク」量

また、自己資本と信用リスク・市場関連リスク・オペレーションアルリスク等の銀行業務で必要とされる所要リスク量を対比し、自己資本の充実度の評価を行っております。

連結子会社および持分法適用関連会社につきましては、グループ全体の経営効率化や収益力の強化ならびに信用リスク等の管理を目的とした「りゅうぎんグループ統括要綱」に基づき、適正な業務運営に努めております。

特に、従属業務以外を営む連結子会社および持分法適用関連会社につきましては、定期的に財務・収益状況等の報告を求め分析し、当該子会社の状況および課題を踏まえた上で、自己資本の充実度が同業界平均等に比較して適正なものとなっているか検討・評価しております。

●信用リスクに関する事項（第2条第2項第3号、第4条第2項第4号）

イ.リスク管理の方針および手続きの概要

当行の信用リスク管理態勢は、営業部門から独立し与信判断を行い、銀行全体の信用リスクを管理する審査部、市場部門の信用リスクテイクや信用リスク管理を行う証券国際部、与信監査部門として資産の自己査定を監査するリスク統括部の相互牽制態勢から成っております。

信用リスクのうち集中リスクについては、取締役会の定めた「融資運用方針」により特定の業種・企業・グループへの与信の集中を排除しており、その遵守状況は定期的に取締役会が確認しております。

融資などから生ずる信用リスクの全体的な把握については、信用格付ごとの倒産確率や債権ごとの保全状況に応じた信用リスクを量定化し、リスクの分布状況を把握・分析しております。

市場取引にかかる信用リスク管理は、おもに公正な第三者機関である外部格付機関の評価を行い、格付ランクに応じた取引限度額を設定・遵守することでリスク管理を徹底しております。

連結子会社につきましては、各社の内部規程に従い信用リスクを管理しております。また、半期に一度各社の自己資本査定の内容を監査し、過度な信用リスクテイクや信用リスクが顕在化していないか確認を行っております。（貸倒引当金の計上基準）

当行の与信関連資産の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破綻先（注1）および実質破綻先（注2）の債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除した残額（注3）について、個別貸倒引当金を計上するか、もしくは部分直接償却（注4）を実施しております。

破綻懸念先（注5）の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、損失の発生が見込まれる額について個別貸倒引当金を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間ににおける貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき一般貸倒引当金を計上しております。

なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店および本部営業関連部門において一次査定を実施し、本部貸出承認部門において二次査定を実施した上で、営業関連部門から独立した資産監査部門が査定結果の適切性を検証した後、上記の引当を行っております。

（注1）破綻先とは、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者をいい、具体的には、破産・会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいいます。

2.実質破綻先とは、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者と同等の状況にある債務者をいいます。

3.以下については、個別貸倒引当金を計上しており、それ以外は部分直接償却を実施しております。

- ・担保の評価額と処分可能見込額との差額に相当する残額
- ・会社更生法、民事再生法等の規定による更生手続申立先に対する債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除した残額
- ・貸付有価証券、外國為替、支払承諾見返の債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除した残額

4.部分直接償却とは、貸倒償却として債権額を帳簿価額から直接減額することをいい、その金額は7,649百万円であります。

5.破綻懸念先とは、現在は経営破綻の状態にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいいます。

連結子会社の貸倒引当金は、過去の貸倒実績率や個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

ロ.リスク・ウェイトの判定に使用する格付け機関等の名称およびエクスポートジャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付け機関等の名称

「リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付け機関に偏らず、格付の客觀性を高めるためにも複数の格付け機関等を利用することが適正との判断に基づき、R&I社、JCR社、Moody's社、S&P社の4社の格付け機関を採用しております。なお、エクスポートジャーの種類ごとに格付け機関の使い分けは行っておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要（第2条第2項第4号、第4条第2項第5号）

（信用リスク削減手法とは）

当行では信用リスクを削減するために、融資や市場性取引に際しては、主に不動産・国債等債券・株式・預金等の担保、信用保証会社・保証会社・第三者保証人等による保証、担保に徴求していない預金との相殺等で信用リスクを削減しております。

連結子会社においては、カードローン事業や小口の消費者向けローンなどの小口分散効果により信用リスクが削減されている融資・保証業務は無担保で取扱っておりますが、住宅ローンや比較的の金額の大きな消費性資金等は資金使途に応じた適切な担保を徴求しております。

金融庁告示第19号に基づく自己資本比率算出上は、信用リスク削減手法として包括的手法を採用しており、適格金融資産担保として預金ならびに国債を、当行間保証会社を除く保証会社の保証や国・地方公共団体による保証などを信用リスク削減手法として採用しております。

連結子会社においても同様に算出しております。

（方針および手続き）

当行では、担保の管理において不動産、国債等債券、株式、預金等それぞれについて業務規程に則り、評価および管理しております。担保は、業務規程に則り担保に適切な掛目を乗じた上で担保評価しており、規程に基づき定期的に評価の見直しを図っております。また、担保評価の掛目についても、規程に基づき定期的にその適切性を検証しております。

保証により保全されている融資等は、国・地方公共団体の保証や政府関係機関による保証、保証協会保証等については日本国政府と同様の信用力評価しております。その他の保証会社については、規程に基づき保証会社の財務情報や定性情報により保証能力を判定の上、リスク削減手法として採用しております。

融資等と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保（総合口座含む）登録のない定期預金を対象としております。

連結子会社においても、それぞれの規程に則り担保を管理しており、信用リスクの削減に努めております。

（信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中）

当行ならびに連結子会社において、信用リスク削減手法の提供者が特定先に集中することや適格金融資産担保が同一銘柄に集中することはありません。

資料編(自己資本情報)

●派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方法および手続きの概要(第2条第2項第5号、第4条第2項第6号)

当行は派生商品取引として金利スワップと為替予約を行っております。金利スワップは貸出や預金のヘッジ手段に限定しております。信用リスク算出は、証券国際部にて半期ごとにカレント・エクスポージャー方式で行いリスク統括部へ報告しております。

金利スワップ取引についてはCSA契約に基づき相手方へ担保差入を行っており、当行の信用状態が悪化した場合、取引を中止して差入担保と当行への与信相当額が相殺される可能性があります。

また差入担保に関しては、差入先の信用リスクを算出し与信相当額を自己資本計算に算入しております。なお、当行では派生商品取引に係る保全や引当の算出は行っておりません。

連結子会社については、該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項(第2条第2項第6号、第4条第2項第7号)

イ. リスク管理の方針およびリスク特性の概要

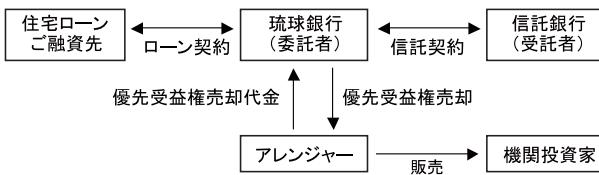
オリジネーターとしての証券化取引

(取引の内容)

当行は平成17年3月期および平成18年3月期に住宅ローン債権を証券化しており、オリジネーターおよびサービスとして証券化取引に関与しております。これは、資金調達手段の多様化を図るとともに、住宅ローンの売却代金を事業性融資等に振り向け、資産の一部入れ替えを図るもので、住宅ローンの将来金利リスクの回避や、新たなローン商品の開発・提供などのために証券化ノウハウを蓄積する目的もあります。

具体的な仕組みは、下記証券化スキーム図の通りです。

《証券化スキーム図》



（取引に対する取組方針）

当行は、新規の証券化または再証券化の予定はありません。

（取引に係るリスクの内容）

当行が保有する劣後受益権に関連し信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的に変わるものではありません。

また、証券化した住宅ローンの債権プールのブリペイメント率およびデフォルト率等の変化により劣後受益権の時価が変動するリスクを有しておりますが、各々の実績について、受託者である信託銀行からの月次報告書によりモニタリングを実施しております。

投資家としての証券化取引

（取引の内容）

当行は、住宅ローン債権を裏付けとした証券化商品への投資を行っております。

（取引に対する取組方針）

再証券化商品への投資の予定はありません。

（取引に係るリスクの内容）

当行が投資家として保有する証券化商品は信用リスクおよび金利リスクを有しておりますが、これらは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。

（取引に係るリスク管理体制）

当行が投資家として行う証券化取引については、他の有価証券等と同じ枠組みの中でのリスク管理を行っております。また、それぞれの実績については事後のモニタリングを実施しております。

ロ. 証券化取引における格付の利用に関する基準およびその運用状況の概要

当行は、外部格付の利用に係るモニタリング体制を「証券化商品のモニタリングマニュアル」に定め、包括的なリスク特性に係る情報や、裏付資産について包括的なリスク特性およびパフォーマンスに係る情報および証券化取引の構造上の特性等について、受託者である信託銀行からの月次報告書によりモニタリングを実施しております。

ハ. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる予定はありません。

二. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出には、金融庁告示第19号「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に定める「標準的手法」を採用しております。

また当行は、金融庁告示第19号附則第15号（証券化エクspoージャーに関する経過措置）を適用し、当該証券化エクspoージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限としております。

ホ. 証券化エクspoージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

該当ありません。

ヘ. 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類および当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクspoージャーを保有しているかどうかの別

該当ありません。

ト. 銀行の子法人等(連結子法人等を除く。)および関連法人等のうち、当該銀行が行つた証券化取引(銀行が証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。)に係る証券化エクspoージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

チ. 証券化取引に関する会計方針

（会計方針）

証券化取引の会計上の処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

（資産売却の認識）

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である当行が、アレンジャーに優先受益権を売却した時点で認識しております。

リ. 証券化エクspoージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクspoージャーのリスク・ウェイトの判断については、R&I社、JCR社、Moody's社、S&P社の4社の格付機関を採用しており、エクspoージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

連結子会社につきましては、該当ありません。

●オペレーション・リスクに関する事項(第2条第2項第8号、第4条第2項第9号)

イ. リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーション・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員(パートタイマー、派遣社員等を含む)の活動、もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行ではオペレーション・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④風評リスク、⑤有形資産リスク、⑥人的リスクとして捉え、リスク統括部を統括部署とした上で、リスクごとに所管部を設置し各種リスクを専門的な立場から管理しております。

なお、①～⑥以外のリスクが発生した場合については、リスクの内容を考慮し、リスク統括部および関係部が協議の上、担当部を定めることとしております。

具体的には、「コンプライアンス委員会(四半期毎)」、「CS委員会(四半期毎)」、「事務リスク部会(毎月)」等でリスク情報を収集・分析し、再発防止策等の検証を行っております。

連結子会社においては、重大な事務事故や不祥事件の発生およびその他、当行を含む連結子会社各社の営業等に影響をおぼす重要事項等については、速やかに連結子会社統括部署へ報告し、事故・事件等への対応やその再発防止策について協議・実施することとしております。また、連結子会社のコンプライアンス管理状況については、当行のリスク統括部コンプライアンス室が四半期ごとにコンプライアンス強制会やコンプライアンス・チェック等の実施内容を検証することで遵守状況を管理しております。

当行の事務代行を行っている連結子会社については、事務事故等の会議(毎月開催)を当行と関連会社で行い再発防止策の検証を行っております。

ロ. オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制のオペレーション・リスク相当額の算出にあたっては、金融庁告示第19号「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に定める「基礎的手法」を採用しております。

●銀行勘定における出資等または株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要(第2条第2項第9号、第4条第2項第10号)

当行では、「市場取引において資産・負債の健全かつ効率的な運用・調達を図り、市場リスクを当行として許容できる範囲内に管理しながら、安定的な収益確保を目指すことを目的とする」という市場関連リスク管理方針に則り、株式等のリスクを管理しております。

投資金額については、経済環境から先行きの金利や株式相場の見通しに基づく、期待収益と他商品(債券・投信等)のリスク・リターンを考慮した市場部門全体における分散投資の観点と銀行全体の資金動向を検討し、投資限度額を常務会にて決定し、取締役会へ報告しております。

株式は時価のあるものについては、時価評価額をモニタリングし、純投資株式については1兆円の投資限度額、ロスカット基準を設け、過度なリスクを取らないようにしております。

政策投資株式については、ロスカットルールは設けておりませんが、時価評価により会計原則に則り決算時に適正に減損処理を実施しております。

子会社・子法人等株式および関連法人等株式の評価につきましては、移動平均法による原価法、時価のあるものにつきましては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものにつきましては、移動平均法による原価法または償却原価法により評価しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

また、子会社・子法人等および関連法人等が新たに株式を取得または処分する際には当行に対し事前承認・調整することとしており、その評価につきましても上記の当行方針および手続に準じたリスク管理方法となっており、当行グループ全体での適正なリスク管理に努めております。

株式等について、会計方針を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項（第2条第2項第10号、第4条第2項第11号）

イ.リスク管理の方針および手続きの概要

当行は、資産・負債の健全かつ効率的な運用・調達を図り、市場リスクを当行として許容される範囲内に管理しながら、安定的な収益確保を目指すことを基本方針としております。

具体的には、銀行全体の収益機会を捉えるため、能動的に一定のリスク・ティクを行っておりますが、市場部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力を勘案し、市場関連リスクについて限度枠等の設定を行い金利リスクのコントロールを行っております。また、過大なリスク・ティクを防止するため、市場関連リスク管理部門による相互牽制機能の向上に努めております。

（手続きの概要）

市場リスクを適切にコントロールするため、銀行勘定における金利リスクについて、半期ごとに取締役会で決定した資本配賦額をリスクリミットとして管理を行っております。

また、円貨の要求預金（当座預金、普通預金、決済用預金等）の約50%をコア預金として捉え期間2.5年の調達としてリスク量を計測しております。

なお、連結子会社については、連結子会社と当行単体の資産ないしは負債ないしはオフバランスの残高を比較し、連結子会社の当該計数の合算値が当行単体の5%以下となることから、影響は軽微であるため金利リスクの計量化は行っておりません。

上記から、金利リスクに関する事項については当行単体の管理方法および金利リスクによる経済価値の増減額となります。

ロ.銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

現在当行では市場取引における金利リスク量について、VaR（バリュー・アット・リスク）、bpV（ベース・ポイント・バリュー）法などを用いて銀行全体の金利リスク量を管理しております。

特にVaRについては、半期ごとに自己資本や市場動向などを勘案して取締役会で決定した資本配賦額と対比し、その使用状況についてモニタリングを実施しALM委員会等で報告しております。

また、バーゼルⅡにおけるアウトライヤー規制への対応として、銀行全体の金利リスク量（保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の99パーセンタイル値による金利ショック）が自己資本（Tier I + Tier II）の20%を超過していないかについても月次でモニタリングを実施しております。

資料編(自己資本情報)

- 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでまたは第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称(第4条第3項第1号)

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでまたは第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はありません。

- 連結自己資本の構成に関する事項(第4条第3項第2号)、連結自己資本比率および連結基本的項目比率(第4条第3項第3号へ)

			(単位:百万円)
	項目	平成24年3月31日	平成25年3月31日
基本的項目	資本金	54,127	54,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	10,045	10,045
	利益剰余金	19,829	20,950
	自己株式	(△)	556
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額	(△)	576
	その他有価証券の評価差損	(△)	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	88	117
	連結子法人等の少数株主持分	1,872	2,286
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額	(△)	—
	のれん相当額	(△)	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額	(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	(△)	1,550
	計	(A)	84,845
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注2)	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,754	1,754
一般貸倒引当金	2,219	2,647	
補完的項目	負債性資本調達手段等	8,000	8,000
	うち永久劣後債務	(注3)	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注4)	8,000
	計	11,974	12,402
うち自己資本への算入額	(B)	12,402	
控除項目	控除項目	500	500
自己資本合計	(A)+(B)-(C)	94,303	96,748
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	859,972	890,039
	オフ・バランス取引等項目	5,362	5,397
	信用リスク・アセットの額	(E)	895,436
	オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額	(F)	63,847
	計(E)+(F)	(G)	959,284
連結自己資本比率(国内基準)=(D)/(G)×100 (%)	10.14	10.08	
基本的項目比率=(A)/(G)×100 (%)	8.91	8.84	
総所要自己資本額=(G)×4%	37,177	38,371	

(注)1.連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

2.告示第28条第2項に掲げるものの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3.告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2)一定の場合を除き、償還されないものであること

(3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4)利払い義務の延期が認められるものであること

4.告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5.告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

●自己資本の充実度に関する事項(第4条第3項第3号)

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳 所要自己資本の額(連結)

項目	平成24年3月31日	平成25年3月31日
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 國際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国的地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	2	2
7. 國際開発銀行向け	—	—
8. 地方公営企業等金融機構向け	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	129	245
10. 地方三公社向け	3	4
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	436	828
12. 法人等向け	11,271	10,980
13. 中小企業等向け及び個人向け	8,428	8,459
14. 抵当権付住宅ローン	2,113	2,437
15. 不動産取得等事業向け	7,713	8,778
16. 三ヶ月以上延滞等	387	361
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	140	137
19. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—
20. 出資等	447	300
21. 上記以外	2,354	2,293
22. 証券化(オリジネーターの場合)	966	767
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	5	4
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 オン・バランス合計	—	35,601
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	3	2
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	90	87
5. NIF又はRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—	2
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受け) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	113 113 — — — —	116 116 — — — —
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額	— — (△)	— — —
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	6	6
12. 派生商品取引 (1) 外為関連取引 (2) 金利関連取引 (3) 金関連取引 (4) 株式関連取引 (5) 貴金属(金を除く)関連取引 (6) その他のコモディティ関連取引 (7) クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティ・リスク) —括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	0 0 — — — — — — (△)	0 0 — — — — — — —
13. 長期決済期間取引	—	—
14. 未決済取引	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクspoージャー オフ・バランス合計	— 214	— 215
信用リスクに対する所要自己資本の額	34,613	35,817
オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額	2,564	2,553
信用リスク及びオペレーション・リスクに対する総所要自己資本の額	37,177	38,371

(注)1.信用リスクに対する所要自己資本の額は標準的手法によって算出しております。また、適格金融資産担保の信用リスク削減効果の勘案においては包括的手法を使用しております。

株式会社グローバル・リテラシー・ソリューションズ（以下「GLS」）は、日本国内の小売業者や卸売業者、製造業者等に対する販売促進支援サービスを提供する企業です。

3.信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク削減効果を考慮する前の債務者の区分にて記載しております。

4.複数の資産を裏付とする資産(いわゆる、ファンド等)のうち個々の資産の把握が可能なものは、各裏付資

4.複数の資産を表す「資産」(いわゆる、「ノンエクアリティ」)のうち個々の資産への把頭が可能なものは、合表対象資産として記載しております。

6 オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は基礎的手法によって算出しております。

6.オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額は基礎的手法によって算出しております。

資料編(自己資本情報)

●信用リスクに関する次に掲げる事項(連結)(第4条第3項第4号)

- イ. 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高およびエクスボージャーの主な種類別の内訳
- ロ. 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高のうち、区分ごとの額およびそれらのエクスボージャーの主な種類別の内訳
- ハ. 三ヶ月以上延滞エクスボージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスボージャーの期末残高および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	平成24年3月31日				
	信用リスクエクスボージャー期末残高 貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三ヶ月以上延滞 エクスボージャー	
製造業	68,025	67,218	—	—	53
農業、林業	3,380	3,376	—	—	162
漁業	929	929	—	—	1
鉱業、採石業、砂利採取業	2,233	2,194	—	—	4
建設業	68,530	67,996	—	—	364
電気・ガス・熱供給・水道業	10,580	5,696	1,999	—	—
情報通信業	12,735	11,755	—	—	3
運輸業、郵便業	63,849	22,489	40,917	—	157
卸売業、小売業	111,621	111,473	—	—	201
金融業、保険業	251,963	44,017	74,227	20	—
不動産業	266,742	259,975	6,005	—	2,509
その他のサービス	193,894	181,978	3,678	—	592
国、地方公共団体	438,052	114,028	318,677	26	—
個人	334,981	330,102	—	—	4,795
その他	57,061	—	—	—	19
合計	1,884,582	1,223,234	445,507	47	8,865
国内計	1,874,703	1,223,234	441,009	47	8,865
国外計	9,879	—	4,497	—	—
合計	1,884,582	1,223,234	445,507	47	8,865
1年以下	421,911	254,094	35,106	47	4,643
1年超3年以下	238,753	71,685	163,523	—	178
3年超5年以下	281,773	80,736	199,969	—	194
5年超7年以下	125,104	91,003	34,100	—	823
7年超10年以下	143,093	129,930	12,806	—	357
10年超	599,700	592,924	—	—	1,978
期間の定めのないもの	74,245	2,859	—	—	689
合計	1,884,582	1,223,234	445,507	47	8,865

(単位:百万円)

	平成25年3月31日				
	信用リスクエクスボージャー期末残高 貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三ヶ月以上延滞 エクスボージャー	
製造業	52,968	52,289	—	—	109
農業、林業	3,058	3,054	—	—	71
漁業	1,009	1,009	—	—	2
鉱業、採石業、砂利採取業	4,168	4,106	—	—	108
建設業	66,495	66,042	—	—	278
電気・ガス・熱供給・水道業	5,529	2,824	—	—	—
情報通信業	10,145	10,005	—	—	0
運輸業、郵便業	74,120	20,283	53,431	—	52
卸売業、小売業	109,990	109,823	—	—	337
金融業、保険業	309,394	47,488	113,227	3	—
不動産業	288,682	283,100	5,005	—	2,482
その他のサービス	185,047	177,373	3,995	—	573
国、地方公共団体	383,553	109,238	262,396	20	—
個人	367,062	362,360	—	—	4,510
その他	59,135	—	—	—	10
合計	1,920,360	1,249,000	438,057	24	8,536
国内計	1,915,693	1,248,898	438,057	24	8,536
国外計	4,667	101	—	—	—
合計	1,920,360	1,249,000	438,057	24	8,536
1年以下	455,370	229,262	80,453	24	4,131
1年超3年以下	230,782	68,823	160,179	—	190
3年超5年以下	243,358	100,240	139,897	—	842
5年超7年以下	147,076	94,247	52,828	—	156
7年超10年以下	120,095	115,106	4,697	—	586
10年超	645,273	639,106	—	—	2,138
期間の定めのないもの	78,403	2,212	—	—	489
合計	1,920,360	1,249,000	438,057	24	8,536

(注)1.オフバランス取引はデリバティブ取引を除いております。

2.「三ヶ月以上延滞エクスボージャー」とは、元本または利息の支払が約定日の翌日から三ヶ月以上延滞しているエクスボージャーまたは引当金勘案前でリスクウェイトが150%であるエクスボージャーをいいます。

3.ファンドの構成資産につきましては、業種別の区分を行わずその他に記載しております。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当金勘定の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	平成23年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	3,379	2,219	3,379	2,219
個別貸倒引当金	4,352	1,609	1,885	4,076
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
合 計	7,731	3,829	5,264	6,296

(単位:百万円)

	平成24年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	2,219	2,647	2,219	2,647
個別貸倒引当金	4,076	2,248	2,081	4,243
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
合 計	6,296	4,895	4,300	6,891

(個別貸倒引当金の業種別・地域別内訳)

(単位:百万円)

	平成23年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
製造業	282	212	215	278
農業、林業	20	15	15	20
漁業	0	—	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	396	23	271	149
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	22	—	7	15
運輸業、郵便業	17	15	12	21
卸売業、小売業	506	20	45	481
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	159	23	49	133
その他のサービス	453	146	191	408
国、地方公共団体	—	—	—	—
個人	2,396	1,082	1,070	2,408
その他	95	70	6	159
合 計	4,352	1,609	1,885	4,076
国内計	4,352	1,609	1,885	4,076
国外計	—	—	—	—

(単位:百万円)

	平成24年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
製造業	278	72	6	344
農業、林業	20	2	17	6
漁業	0	—	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	1	—	1
建設業	149	434	59	524
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	15	—	4	11
運輸業、郵便業	21	0	18	3
卸売業、小売業	481	179	379	281
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	133	299	45	387
その他のサービス	408	385	92	700
国、地方公共団体	—	—	—	—
個人	2,408	873	1,386	1,894
その他	159	0	70	89
合 計	4,076	2,248	2,081	4,243
国内計	4,076	2,248	2,081	4,243
国外計	—	—	—	—

資料編(自己資本情報)

ホ. 貸出金償却額の業種別・地域別内訳

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度
製造業	851	466
農業、林業	91	210
漁業	3	4
鉱業、採石業、砂利採取業	129	116
建設業	1,214	1,421
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	17	11
運輸業、郵便業	0	24
卸売業、小売業	746	1,445
金融業、保険業	—	—
不動産業	1,393	1,143
その他のサービス	1,580	1,758
国、地方公共団体	—	—
個人	1,195	1,170
その他	—	—
合計	7,225	7,772
国内計	7,225	7,772
国外計	—	—

(注)貸出金償却額には部分直接償却を含んでおります。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成24年3月31日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	—	—	513,540	513,540
10%	—	—	63,267	63,197
20%	21,084	21,084	58,482	58,482
35%	—	—	150,944	150,944
50%	39,901	39,901	1,313	1,194
70%	1,000	1,000	—	—
75%	—	—	284,109	283,765
100%	3,567	3,567	522,530	521,036
150%	—	—	5,763	4,611
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	65,553	65,553	1,599,951	1,596,771

(単位:百万円)

	平成25年3月31日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	—	—	452,490	452,490
10%	—	—	88,862	88,862
20%	13,943	13,943	96,142	96,142
35%	—	—	174,141	174,141
50%	38,415	38,415	4,835	4,364
70%	1,802	1,802	—	—
75%	—	—	282,647	282,255
100%	4,061	4,061	540,359	538,007
150%	—	—	6,098	5,037
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	58,222	58,222	1,645,578	1,641,302

(注)1.「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準備による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

2. ファンドにつきましては、「格付なし」欄に記載しております。

●信用リスク削減手法に関する事項(連結)(第4条第3項第5号)

イ・ロ. 信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	
	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	—	17,315
金	—	—
適格債券	112,000	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適合金融資産担保 計	112,000	17,315
適格保証	700	78,142
適格クレジット・リバティ	—	—
適合保証、クレジット・リバティ 計	700	78,142
上記 計	112,700	95,457

(単位:百万円)

	平成25年3月31日	
	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	—	15,153
金	—	—
適格債券	95,000	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適合金融資産担保 計	95,000	15,153
適合保証	560	96,097
適合クレジット・リバティ	—	—
適合保証、クレジット・リバティ 計	560	96,097
上記 計	95,561	111,251

(注)「格付あり」欄には、適合格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

●銀行勘定における出資等または株式等エクスボージャーに関する事項(連結)(第4条第3項第9号)

イ. 連結貸借対照表計上額、時価および次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

出資等エクスボージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	
	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等または株式等エクスボージャーの連結貸借対照表計上額	5,770	—
上場に該当しない出資等または株式等エクスボージャーの連結貸借対照表計上額	3,221	—
合 計	8,992	—

(単位:百万円)

	平成25年3月31日	
	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等または株式等エクスボージャーの連結貸借対照表計上額	3,956	—
上場に該当しない出資等または株式等エクスボージャーの連結貸借対照表計上額	3,078	—
合 計	7,035	—

子会社・関連会社株式の連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
子会社・子法人等	—	—
関連法人等	271	292
合 計	271	292

ロ. 出資等または株式等エクスボージャーの売却および償却に伴う損益の額
銀行勘定における出資等または株式等エクスボージャー

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度
売却損益額	22	△179
償却額	2,669	115

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	△86	153

二. 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

(注) ファンドに含まれる株式等エクスボージャーにつきましては、含んでおりません。

資料編(自己資本情報)

●単体自己資本の構成に関する事項(第2条第3項第1号)、単体自己資本比率および単体基本的項目比率(第2条第3項第2号へ)

項目		平成24年3月31日	(単位:百万円)
		平成25年3月31日	
	資本金	54,127	54,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	10,000	10,000
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	804	1,035
	その他利益剰余金	17,948	18,536
	その他	—	—
	自己株式	(△) 588	539
	自己株式申込証拠金	—	—
基本的項目	社外流出予定額	(△) 580	574
	その他有価証券の評価差損	(△) —	—
	新株予約権	88	117
	営業権相当額	(△) —	—
	のれん相当額	(△) —	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額	(△) —	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	(△) 1,946	1,550
	計	(A) 79,853	81,153
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注2) —	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,754	1,754
	一般貸倒引当金	1,499	1,905
	負債性資本調達手段	8,000	8,000
補完的項目	うち永久劣後債務	(注3) —	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注4) 8,000	8,000
	計	11,254	11,660
	うち自己資本への算入額	(B) 11,254	11,660
控除項目	控除項目	(注5)(C) 500	500
自己資本合計	(A)+(B)-(C)	(D) 90,607	92,313
	資産(オン・バランス)項目	855,961	887,475
リスク・アセット等	オフ・バランス取引等項目	5,296	5,340
	信用リスク・アセットの額	(E) 861,258	892,816
	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	(F) 60,892	60,726
	計(E)+(F)	(G) 922,150	953,543
	単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(G)×100 (%)	9.82	9.68
	基本的項目比率=(A)/(G)×100 (%)	8.65	8.51
	総所要自己資本額=(G)×4%	36,886	38,141

(注)1.単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

2.告示第40条第2項に掲げるものの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3.告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2)一定の場合を除き、償還されないものであること

(3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4)利払い義務の延期が認められるものであること

4.告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5.告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

●自己資本の充実度に関する事項(第2条第3項第2号)

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳
所要自己資本の額(単体)

		(単位:百万円)
		平成25年3月31日
信用リスク (オン・バランス)	1. 現金	—
	2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—
	3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—
	4. 國際決済銀行等向け	—
	5. 我が国の地方公共団体向け	—
	6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	2
	7. 國際開発銀行向け	—
	8. 地方公営企業等金融機関向け	—
	9. 我が国の政府関係機関向け	129
	10. 地方三公会向け	3
	11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	435
	12. 法人等向け	11,398
	13. 中小企業等向け及び個人向け	8,339
	14. 抵当権付住宅ローン	2,113
	15. 不動産取得等事業向け	7,713
	16. 三ヶ月以上延滞等	307
	17. 取立未済手形	—
	18. 信用保証協会等による保証付	140
	19. 株式会社産業再生機構による保証付	—
	20. 出資等	442
	21. 上記以外	2,239
	22. 証券化(オリジネーターの場合)	966
	23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	5
	24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 オン・バランス合計	— 34,238
信用リスク (オフ・バランス)	1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—
	2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—
	3. 短期の貿易関連偶発債務	3
	4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	90
	5. NIF又はRUF	—
	6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—
	7. 内部格付手法におけるコミットメント	—
	8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	110 110 — — —
	9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額	— — (△)
	10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—
	11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付 売却若しくは売戻条件付購入	6
	12. 派生商品取引 (1) 外為関連取引 (2) 金利関連取引 (3) 金門連取引 (4) 株式関連取引 (5) 貴金属(金を除く)関連取引 (6) その他のコモディティ関連取引 (7) クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティ・リスク) 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	0 0 — — — — — — (△)
	13. 長期決済期間取引	—
	14. 未決済取引	—
	15. 証券化エクスボージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	—
	16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスボージャー	—
	オフ・バランス合計	211
信用リスクに対する所要自己資本の額		34,450
オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額		2,435
信用リスク及びオペレーション・リスクに対する総所要自己資本の額		36,886

(注)1. 信用リスクに対する所要自己資本の額は標準的手法によって算出しております。また、適格金融資産担保の信用リスク削減効果の勘案においては包括的手法を使用しております。

2. 信用リスクに対する所要自己資本の額における、リスクウェイト区分の判定には内部管理との整合性を考慮し、エクスボージャーの種類に問わらず以下の適格格付機関が付与した格付を共通して使用しております。

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リンク(Moody's)、スタンダード・アンド・ Poor's・レーティング・サービス(S&P)

3. 信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク削減効果を考慮する前の債務者の区分にて記載しております。

4.複数の資産を裏付とする資産(いわゆる、ファンド等)のうち個々の資産の把握が可能なものは、各裏付資産ごとに記載しております。

5.ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入する等複数の関係者のリスクを積み上げて信用リスク・アセットの額を算出するエクスボージャーは、原債務者の項目に合計して記載しております。

6.オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額は基礎的手法によって算出しております。

資料編(自己資本情報)

●信用リスクに関する次に掲げる事項(単体)(第2条第3項第3号)

- 信用リスクに関するエクスポートジャーヤーの期末残高およびエクスポートジャーヤーの主な種類別の内訳
- 信用リスクに関するエクスポートジャーヤーの期末残高のうち、区分ごとの額およびそれらのエクスポートジャーヤーの主な種類別の内訳
- 三ヶ月以上延滞エクスポートジャーヤーの期末残高またはデフォルトしたエクスポートジャーヤーの期末残高および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	平成24年3月31日				
	信用リスクエクスポートジャーヤー期末残高	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三ヶ月以上延滞 エクスポートジャーヤー
製造業	67,841	67,218	—	—	37
農業、林業	3,376	3,376	—	—	159
漁業	929	929	—	—	1
鉱業、探石業、砂利採取業	2,194	2,194	—	—	4
建設業	68,490	67,996	—	—	343
電気・ガス・熱供給・水道業	10,580	5,696	1,999	—	—
情報通信業	12,728	11,755	—	—	0
運輸業、郵便業	63,818	22,489	40,917	—	132
卸売業、小売業	111,568	111,473	—	—	192
金融業、保険業	255,583	47,321	74,227	20	—
不動産業	266,418	259,965	6,005	—	2,190
その他のサービス	193,633	181,978	3,678	—	479
国、地方公共団体	438,051	114,028	318,677	26	—
個人	327,095	327,095	—	—	2,121
その他	55,679	—	—	—	19
合計	1,877,991	1,223,521	445,507	47	5,683
国内計	1,868,112	1,223,521	441,009	47	5,683
国外計	9,879	—	4,497	—	—
合計	1,877,991	1,223,521	445,507	47	5,683
1年以下	419,673	257,367	35,106	47	2,197
1年超3年以下	238,706	71,639	163,523	—	165
3年超5年以下	281,701	80,664	199,969	—	179
5年超7年以下	125,086	90,985	34,100	—	823
7年超10年以下	143,054	129,891	12,806	—	319
10年超	599,666	592,924	—	—	1,978
期間の定めのないもの	70,101	48	—	—	19
合計	1,877,991	1,223,521	445,507	47	5,683

(単位:百万円)

	平成25年3月31日				
	信用リスクエクスポートジャーヤー期末残高	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三ヶ月以上延滞 エクスポートジャーヤー
製造業	52,797	52,289	—	—	109
農業、林業	3,054	3,054	—	—	68
漁業	1,009	1,009	—	—	2
鉱業、探石業、砂利採取業	4,128	4,106	—	—	108
建設業	66,437	66,042	—	—	242
電気・ガス・熱供給・水道業	5,527	2,824	—	—	—
情報通信業	10,140	10,005	—	—	0
運輸業、郵便業	74,083	20,283	53,431	—	19
卸売業、小売業	109,929	109,823	—	—	320
金融業、保険業	312,592	50,371	113,227	3	—
不動産業	288,543	283,090	5,005	—	2,348
その他のサービス	184,855	177,373	3,995	—	528
国、地方公共団体	383,553	109,238	262,396	20	—
個人	360,062	360,062	—	—	2,277
その他	57,934	—	—	—	10
合計	1,914,651	1,249,574	438,057	24	6,036
国内計	1,909,984	1,249,473	438,057	24	6,036
国外計	4,667	101	—	—	—
合計	1,914,651	1,249,574	438,057	24	6,036
1年以下	453,130	232,125	80,453	24	2,157
1年超3年以下	230,753	68,794	160,179	—	184
3年超5年以下	243,307	100,189	139,897	—	836
5年超7年以下	147,072	94,243	52,828	—	156
7年超10年以下	120,060	115,071	4,697	—	551
10年超	645,242	639,106	—	—	2,138
期間の定めのないもの	75,083	43	—	—	10
合計	1,914,651	1,249,574	438,057	24	6,036

(注)1.オフバランス取引はデリバティブ取引を除いております。

2.三ヶ月以上延滞エクスポートジャーヤーとは、元本または利息の支払が約定日の翌日から三ヶ月以上延滞しているエクスポートジャーヤーまたは引当金勘案前でリスクウェイトが150%であるエクスポートジャーヤーをいいます。

3.ファンドの構成資産につきましては、業種別の区分を行わずその他に記載しております。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当金勘定の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	平成23年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	2,927	1,499	2,927	1,499
個別貸倒引当金	2,071	566	856	1,781
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
合 計	4,998	2,065	3,783	3,280

(単位:百万円)

	平成24年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	1,499	1,905	1,499	1,905
個別貸倒引当金	1,781	1,410	728	2,463
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
合 計	3,280	3,316	2,227	4,369

(個別貸倒引当金の業種別・地域別内訳)

(単位:百万円)

	平成23年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
製造業	282	212	215	278
農業、林業	20	15	15	20
漁業	0	—	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	396	22	271	147
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	22	—	7	15
運輸業、郵便業	17	15	12	21
卸売業、小売業	501	20	44	477
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	159	23	49	133
その他のサービス	445	145	187	403
国、地方公共団体	—	—	—	—
個人	129	39	46	123
その他	95	70	6	159
合 計	2,071	566	856	1,781
国内計	2,071	566	856	1,781
国外計	—	—	—	—

(単位:百万円)

	平成24年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
製造業	278	72	6	344
農業、林業	20	2	17	6
漁業	0	—	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	1	—	1
建設業	147	434	58	523
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	15	—	4	11
運輸業、郵便業	21	0	18	3
卸売業、小売業	477	179	377	278
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	133	299	45	387
その他のサービス	403	384	92	695
国、地方公共団体	—	—	—	—
個人	123	36	36	122
その他	159	0	70	89
合 計	1,781	1,410	728	2,463
国内計	1,781	1,410	728	2,463
国外計	—	—	—	—

資料編(自己資本情報)

ホ. 貸出金償却額の業種別・地域別内訳

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度
製造業	851	466
農業、林業	91	210
漁業	3	4
鉱業、採石業、砂利採取業	129	116
建設業	1,214	1,421
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	17	11
運輸業、郵便業	0	24
卸売業、小売業	746	1,445
金融業、保険業	—	—
不動産業	1,393	1,143
その他のサービス	1,580	1,758
国、地方公共団体	—	—
個人	1,105	1,047
その他	—	—
合計	7,135	7,649
国内計	7,135	7,649
国外計	—	—

(注)貸出金償却額には部分直接償却を含んでおります。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成24年3月31日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	—	—	513,540	513,540
10%	—	—	63,267	63,197
20%	21,084	21,084	58,448	58,448
35%	—	—	150,944	150,944
50%	39,901	39,901	1,049	1,034
70%	1,000	1,000	—	—
75%	—	—	278,957	278,619
100%	3,567	3,567	522,932	521,741
150%	—	—	4,220	4,053
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	65,553	65,553	1,593,360	1,591,580

(単位:百万円)

	平成25年3月31日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	—	—	452,490	452,490
10%	—	—	88,862	88,862
20%	13,943	13,943	96,111	96,111
35%	—	—	174,141	174,141
50%	38,415	38,415	4,029	4,016
70%	1,802	1,802	—	—
75%	—	—	277,933	277,544
100%	4,061	4,061	541,350	539,404
150%	—	—	4,951	4,835
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	58,222	58,222	1,639,869	1,637,406

(注)1.「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準備による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

2. ファンドにつきましては、「格付なし」欄に記載しております。

●信用リスク削減手法に関する事項(単体)(第2条第3項第4号)

イ・ロ. 信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	
	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	—	17,315
金	—	—
適格債券	112,000	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保 計	112,000	17,315
適格保証	700	78,142
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、クレジット・デリバティブ 計	700	78,142
上記 計	112,700	95,457

(単位:百万円)

	平成25年3月31日	
	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	—	15,153
金	—	—
適格債券	95,000	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保 計	95,000	15,153
適格保証	560	96,097
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、クレジット・デリバティブ 計	560	96,097
上記 計	95,561	111,251

(注)「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(第2条第3項第5号、第4条第3項第6号)

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

スワップ、為替予約その他の派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額はカレント・エクスボージャー方式にて算出しております。

ロ. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額	18	1

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引区分ごとの与信相当額を含む。)

(単位:百万円)

種類及び取引の区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
派生商品取引	47	24
外国為替関連取引及び金関連取引	47	24
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
合計	47	24

(注)原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

二. ロのグロス再構築コスト額およびグロスのアドオン額の合計額とハの与信相当額は一致しております。

ホ. 担保の種類別の額

信用リスク削減手法を用いた担保の種類および金額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
信用リスク削減手法を用いた担保の種類および金額	—	—

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位:百万円)

種類及び取引の区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
派生商品取引	47	24
外国為替関連取引及び金関連取引	47	24
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
合計	47	24

(注)原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

連結子会社につきましては、該当ありません。

●証券化エクスボージャーに関する事項

(第2条第3項第6号、第4条第3項第7号)

イ. 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する事項

(1)資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
住宅ローン債権	35,905	26,177
合計	35,905	26,177

(2)原資産を構成する三ヵ月以上延滞エクスボージャー等の額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日(平成23年度)	当期損失
住宅ローン債権	309	—
合計	309	—

(単位:百万円)

	平成25年3月31日(平成24年度)	当期損失
住宅ローン債権	264	—
合計	264	—

(3)証券化取引を目的として保有している資産の額

該当ありません。

(4)当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの概略

該当ありません。

(5)証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額

該当ありません。

(6)保有する証券化エクスボージャーの額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
住宅ローン債権	20,025	19,261
合計	20,025	19,261

(注)オフ・バランス取引はありません。

資料編(自己資本情報)

(7)保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	
	残 高	所要自己資本
0%	—	—
20%	—	—
50%	—	—
100%	—	—
自己資本控除	20,025	20,025
合計	20,025	20,025

(単位:百万円)

	平成25年3月31日	
	残 高	所要自己資本
0%	—	—
20%	—	—
50%	—	—
100%	—	—
自己資本控除	19,261	19,261
合計	19,261	19,261

(注)1.当行が保有する証券化エクスポージャーは無格付であるため、上表の区分に整理されますが、自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)を適用し、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限としております。
2.オフ・バランス取引はありません。

(8)証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
住宅ローン債権	1,946	1,550
合計	1,946	1,550

(9)自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
該当ありません。

(10)早期償還条項付の証券化エクspoージャー

(単位:百万円)

	平成23年度	
	早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
住宅ローン債権	—	—
合計	—	—

(単位:百万円)

	平成24年度	
	早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
住宅ローン債権	—	—
合計	—	—

(11)保有する再証券化エクspoージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

(12)自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
当行がオリジネーターとして保有する証券化取引の信用リスク・アセット額	24,615	19,559

□ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項

(1)保有する証券化エクspoージャーの額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
リース債権	—	—
事業者向け貸出	—	—
商業用不動産	—	—
社債	—	—
クレジットカード・与信	—	—
住宅ローン債権	719	537
合計	719	537

(2)保有する証券化エクspoージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	
	残 高	所要自己資本
0%	—	—
20%	719	5
50%	—	—
100%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	719	5

(単位:百万円)

	平成25年3月31日	
	残 高	所要自己資本
0%	—	—
20%	537	4
50%	—	—
100%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	537	4

(3)自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクspoージャーの額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
自己資本控除	—	—

(4)保有する再証券化エクspoージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

(5)自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

連結子会社につきましては、該当ありません。

●銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項(単体)
(第2条第3項第8号)

イ. 貸借対照表計上額、時価および次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額
出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	5,768	
上場に該当しない出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	2,878	
合 計	8,646	

(単位:百万円)

	平成25年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	3,956	
上場に該当しない出資等または株式等エクspoージャーの貸借対照表計上額	2,850	
合 計	6,806	

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
子会社・子法人等	394	394
関連法人等	0	0
合 計	394	394

ロ. 出資等または株式等エクspoージャーの売却および償却に伴う損益の額
銀行勘定における出資等または株式等エクspoージャー

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度
売却損益額	63	△178
償却額	2,669	115

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	△85	153

二. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

(注)ファンドに含まれる株式等エクspoージャーにつきましては、含んでおりません。

●銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減額(第2条第3項第10号、第4条第3項第11号)

(単位:百万円)

対象	平成24年3月31日	平成25年3月31日
預資金等	2,652	1,590
円貨債券	9,816	7,534
外貨債券	142	394

計測手法:VaR(Value at Risk)

算出条件:信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年

注:連結ベースでは計測を行っていないため、単体の値となっております。

■ 役員報酬等に関する開示事項

(注)銀行法施行規則第19条の第2項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(以下「報酬告示」という。)に基づいて記載しております。

1. 当行の対象役員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1)「対象役員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」(合わせて「対象役員」)の範囲については、以下のとおりであります。

(①)「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外監査役を除いております。

(②)「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

(ア)「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、グループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、具体的には以下の5社です。

名 称

1 りゅうぎんビジネスサービス株式会社
2 りゅうぎんオフィスサービス株式会社
3 株式会社りゅうぎん総合研究所
4 株式会社りゅうぎんディシー
5 りゅうぎん保証株式会社

(イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上のお報酬等を受ける者を指します。

(ウ)「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」には、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2)対象役員の報酬等の決定について

「対象役員」の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額(上限額)を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の分配については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の分配については、監査役の協議に一任されております。

2. 当行グループの対象役員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1)報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の取締役及び監査役の報酬額は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、取締役会及び監査役会にて決定しております。取締役の基本報酬については、取締役としての職務内容や業務実績等を勘案したうえで、取締役の職位に応じた一定額を支給しております。また、取締役の支給時期、配分等については、取締役会の協議に基づき決定しております。監査役の基本報酬については、常勤監査役と社外監査役の区分に応じ、それぞれ基本報酬として一定額を支給しております。また、監査役の支給時期、配分等は監査役の協議に基づき決定しております。

取締役及び監査役の報酬額とは別枠で取締役、監査役に対する株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を割当てております。報酬額としては、株主総会で決議された範囲内で決定しております。取締役への新株予約権の配分は取締役会の協議に基づき決定し、監査役への新株予約権の配分につきましては、監査役の協議に基づき決定しております。

3. 当行グループの対象役員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行グループの対象役員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役員の報酬等の総額(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

区分	人数	報酬等の総額(百万円)	固定報酬の総額		
			基本報酬	株式報酬型ストックオプション	その他
対象役員 (除く社外役員)	12	152	152	103	48

(注)1.対象役員の報酬額等には、主要な連結子法人等の役員としての報酬額等を含めて記載しております。

2.変動報酬については該当ありません。

3.株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで継延べることとしております。

	行使期間
株式会社 琉球銀行 第1回 新株予約権	平成23年8月1日から 平成53年7月28日まで
株式会社 琉球銀行 第2回 新株予約権	平成24年8月1日から 平成54年7月30日まで